

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月24日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

磯田達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合規則第5号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県後期高齢者医療広域連合の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2第18号中「後8週間」を「以降1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新旧対照表

新		旧	
新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則 平成19年3月1日 規則第12号		新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則 平成19年3月1日 規則第12号	
別表第2（第15条、第17条、第20条関係）		別表第2（第15条、第17条、第20条関係）	
特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間	特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間
(1)～(17) (略)		(1)～(17) (略)	
(18) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以降1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	5日の範囲内の期間	(18) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	5日の範囲内の期間
(19)～(23) (略)		(19)～(23) (略)	

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。